

許可番号第 6670001169 号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区扇町 6 番 1 号
氏 名 早来工営株式会社
代表取締役 小松 稔明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎

許可の年月日 令和 3 年 3 月 31 日

許可の有効年月日 令和 10 年 2 月 23 日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

事業の区分 : 中間処理

処分の方法 : 焼却

特別管理産業廃棄物の種類 :

1. 汚泥 (有機塩素系廃溶剂、ベンゼン、有機リン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、又は 1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る)
2. 廃油 (引火性のもの並びに特定有害産業廃棄物にあっては有機塩素系廃溶剂、ベンゼン、又は 1, 4-ジオキサンに限る)
3. 廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの並びに有機塩素系廃溶剂、ベンゼン、有機リン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、又は 1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る)
4. 廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの並びに有機塩素系廃溶剂、ベンゼン、有機リン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、又は 1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る)

以上 4 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 : 焼却施設
- (2) 設置場所 : 大阪市西成区津守 3 丁目 8 番 6 号
- (3) 設置年月日 : 平成 6 年 11 月 21 日
- (4) 処理能力 : 60 t/日 (水冷炉) 67.2 t/日 (廃水炉)
- (5) 許可年月日 : 平成 4 年 7 月 2 日 (第 106 号・107 号) 平成 9 年 12 月 1 日 (第 283 号)
- (6) 許可番号 : 第 106 号 (汚泥) 第 107 号 (廃油) 第 283 号 (廃酸・廃アルカリ)

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 6 月 1 日 当初許可

令和 3 年 3 月 31 日 許可更新

5. 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無